

衆議院法務委員会議録 第十五号

(一七八)

令和四年五月十三日(金曜日)

午後一時三十四分開議

出席委員

委員長 鈴木 韶祐君

理事 井出 康弘君

理事 葉梨 康弘君

理事 鎌田さゆり君

理事 山田 裕通君

理事 熊田 美樹君

理事 守島 正君

理事 東 国幹君

理事 石橋林太郎君

理事 奥野 信亮君

理事 田所 嘉徳君

理事 谷川 とむ君

理事 中谷 真一君

理事 西田 昭二君

理事 八木 哲也君

議員 伊藤 俊輔君

議員 藤岡 隆雄君

議員 米山 隆一君

議員 前川 清成君

議員 福重 隆浩君

議員 本村 伸子君

(政府参考人
総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)

(政府参考人
法務省刑事局長)

(政府参考人
法務省矯正局長)

(政府参考人
法務委員会専門員)

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

藤井 宏治君

宮田 大昌君

北林 大昌君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

高見 康裕君

土田 慎君

中野 英幸君

野中 厚君

山田 賢司君

鈴木 康介君

鈴木 勝彦君

鈴木 日下

鈴木 義弘君

鈴木 勝彦君

鈴木 順一君

鈴木 勝彦君

(政府参考人
法務省保護局長)

(政府参考人
法務委員会専門員)

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

藤井 宏治君

宮田 大昌君

北林 大昌君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

高見 康裕君

土田 慎君

中野 英幸君

野中 厚君

山田 賢司君

鈴木 康介君

鈴木 勝彦君

鈴木 日下

鈴木 義弘君

鈴木 勝彦君

(政府参考人
法務省矯正局)

(政府参考人
法務委員会専門員)

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

藤井 宏治君

宮田 大昌君

北林 大昌君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

高見 康裕君

土田 慎君

中野 英幸君

野中 厚君

山田 賢司君

鈴木 康介君

鈴木 勝彦君

鈴木 日下

鈴木 義弘君

鈴木 勝彦君

(政府参考人
法務省保護局)

(政府参考人
法務委員会専門員)

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

藤井 宏治君

宮田 大昌君

北林 大昌君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

高見 康裕君

土田 慎君

中野 英幸君

野中 厚君

山田 賢司君

鈴木 康介君

鈴木 勝彦君

鈴木 日下

鈴木 義弘君

鈴木 勝彦君

(政府参考人
法務省矯正局)

(政府参考人
法務委員会専門員)

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

藤井 宏治君

宮田 大昌君

北林 大昌君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

高見 康裕君

土田 慎君

中野 英幸君

野中 厚君

山田 賢司君

鈴木 康介君

鈴木 勝彦君

鈴木 日下

鈴木 義弘君

鈴木 勝彦君

(政府参考人
法務省保護局)

(政府参考人
法務委員会専門員)

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

藤井 宏治君

宮田 大昌君

北林 大昌君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

高見 康裕君

土田 慎君

中野 英幸君

野中 厚君

山田 賢司君

鈴木 康介君

鈴木 勝彦君

鈴木 日下

鈴木 義弘君

鈴木 勝彦君

(政府参考人
法務省矯正局)

(政府参考人
法務委員会専門員)

川原 隆司君

佐伯 紀男君

宮田 祐良君

藤井 宏治君

宮田 大昌君

北林 大昌君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

高見 康裕君

土田 慎君

中野 英幸君

野中 厚君

山田 賢司君

鈴木 康介君

鈴木 勝彦君

鈴木 日下

鈴木 義弘君

鈴木 勝彦君

鈴木 勝彦君

鈴木 勝彦君

ですが、これを言い渡すための要件として、現行法と同じく、情状を特に酌量すべきものがあることが必要とされ、初度の執行猶予を言い渡すべき情状がない限り、再度の執行猶予を言い渡すことができないところでございます。

このように、再度の刑の全部の執行猶予の言渡しが相当でない場合にはそれがなされないようにしていることから、執行猶予の言渡しの取消しによる心理的強制を低下させるものではないと考えております。

むしろ、引き続き社会内処遇によることが改善

更生、再犯防止に適当と考えられる者について、その選択を可能とし、裁判所の選択肢を増やすものと考えております。

○谷川(と)委員 ありがとうございます。

○谷川(と)委員 ありがとうございます。

○谷川(と)委員 ありがとうございます。

が違つわけですから、しっかりとそれを見て、つけるかつけないかということが、するといふうな御答弁をいただきましたので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

次に、保護観察官、保護司の人員体制の強化また支援について質問させていただきます。

本改正によって、保護観察付執行猶予による保護観察対象者が増えることとなつた場合、保護観察に携わる保護観察官、保護司の方々への負担増加が懸念されます。

人員体制の強化が必要であると考えるとともに、改正後の円滑な運用のためには、保護司活動のデジタル化を推進するなど、保護司の負担軽減や活動支援に取組が必要である、重要なと思います。

また、保護司の活動は安全で安心な地域づくりのための活動でもあり、地方公共団体からの支援が必要不可欠と考えます。地方公共団体が保護司活動への充実した支援を行うためには、国から地方公共団体への財政支援も必要と考えますが、その前提として、地方公共団体による保護司活動へ

の支援の現状と課題がどうなっているのか、答弁を求めます。

○宮田政府参考人 地方公共団体の中には、保護司が直接を行うための場所を提供してくださったり、保護司の相談に応じる窓口を設置していただき、手厚い支援をいたいでいる例もあるものと承知をしております。

しかしながら、保護司の活動に対する地方公共団体からの支援の状況は様々であります。団体ごとに相当な差があるのが現状です。また、その

法務省としても、引き続き、全ての地方公共団体に対し、保護司の活動に対する理解を深めていただき、支援を充実していただけます。支 援に努めてまいりたいと思います。

○谷川(と)委員 ありがとうございます。

○谷川(と)委員 ありがとうございます。

○谷川(と)委員 ありがとうございます。

衆議院に当選させていただいてから、保護司の皆さんともいろいろと意見交換をさせていただく中で、なかなか手も少ないと。いろいろな先

生方も御指摘でありますけれども、やはり私の選挙区でもそのようなことがたくさんあります。しっかりと物的やまた人的支援をしていかなければなりません。

財務当局、また総務省も、地方公共団体、千七百四十一自治体の所管をしておりまますので、しっかりとそことも連携を取りながら、できるだけ保

して過熱し過ぎることがあります。それによつて傷つく人もいます。最悪の場合は、木村花さんのこと

のように命を落とす方もいます。木村花さんのことを思うと、非常に悲しくて悔しい気持ちでいっぱいになります。私からも、改めて、謹んで哀悼の誠をささげたいと思います。

本改正の目的は、誹謗中傷、侮辱の行為によつて命が失われる人、傷つくる人、苦しむ人、悲しませる人を生じさせない、それが一番の目的であると思

います。

本改正で、法定刑の引上げによって、ある程度の抑止力につながり、木村花さんのような事業を二度と生み出さないのであれば、被害者を思うとき、異論は出ないのではないかと私は思います。

表現の自由が毀損されるとの意見も出ていますが、私は表現の自由と侮辱の行為は異なるものと思っています。表現の自由といつても、何を言つても構わないというわけではないと思います。人を傷つけ、死に追いやりような表現は決して許されるものではありません。

また、本改正後も、これまで同様に、構成要件は変わらない、処罰される範囲も広がらないと政府は答弁をしています。

一方で、野党の対案は、誹謗中傷や目的などの新たな要件を設けています。

誹謗中傷という軸で構成要件は明確に定められているのでしょうか、加害目的を要件としているため問題ないとするが、度を超えた言葉による誹謗中傷がなされた場合であつても、加害の目的がなかつたと抗弁された場合には、加害目的の誹謗等罪は成立するのでしょうか。御答弁いただきま

す。

○米山議員 ただいまの質問にお答えいたしました。

まず、構成要件というものは、単に明確に定められることが重要なのではなくて、処罰の対象とするものをちゃんと網羅的に対象とできる一定の広さと、その上で、処罰されるものと処罰されな

いものが明確に区分けされるということが重要でございます。

誹謗というのは、そること、悪口を言うことであり、中傷というのは、事実に基づかないことを言って人を傷つけることを言い、これは、つまり、人を傷つけるような言葉を発することという

ことでございまして、これ自体は一定の広さのある言葉でございますが、その言葉について、人の内面の人格を加害する目的というものが加えられておりますので、人の内面の人格を加害する程度の言葉である必要がありますし、また、加害の目的があるということで、一定の広さのある言葉の中できちんと区分けされるということございま

す。

これに対して、侮辱というものは、極めて軽いものから極めて広いものまであるわけです。委員の例からもありましたら、三振したバッターに引つ込めと言うのも侮辱ではあります。しかし、それを、処罰されるものと処罰されないものの区別が明確でないということが非常に問題でございまして、この法案をそのまま大きくすることには問題があるかと思います。

そして、度を越えた言葉による誹謗中傷がなされた場合でも、加害の目的でなかつたと抗弁された場合には成立しないかと/orいうことでございます。が、例えば、殺人罪においては故意といふものが必要でござります。ナイフで人を刺したときに、いや、私は故意はなかつた、ナイフで人を刺しても死ぬとは思いませんでしたという抗弁はできるのでございますが、通常、それは、ナイフで人を刺したということによって故意が認定されます。

この加害目的の誹謗等罪も同じくございまして、度を超えた言葉を使っている場合には、加害の目的はなかつたと言つても、その言葉を使ったこと 자체で加害の目的が認定されるという枠組みになつてまいります。ですので、死ねばいいのか、いつ自殺するのといった度を超えた言葉は処罰対象になるということでござります。

また、ちょっと戻つてしましますけれども、侮

辱罪ではこちらは処罰対象にならないということになりますので、私いたしましては、加害目的誹謗等罪はきちんと、一定の処罰すべきをきちんと網羅した上で、処罰されるべきものとされないものを明確に分ける、そういう罰条になつてると考えております。

○谷川(と)委員 ありがとうございます。

答弁を聞かせていただきましたが、私は必ずしも明確ではないというふうに感じました。

最後に古川大臣の意気込みを聞きたかったたんですけれども、時間が参りましたのでこれにて質問を終わらせていただきますけれども、しっかりと法改正、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、日下正喜君。

○日下委員 公明党の日下正喜でございます。

拘禁刑の創設について、早速質問に入らせていただきたいと思います。

時間の関係で、通告の二番、三番を後の方に回したいと思いますので、よろしくお願ひします。

す。

明治期に刑法が制定されて以来、日本の刑罰制度は、懲らしめるという応報の考え方方が色濃くありました。この度の改正案には、拘禁刑が改善更生を図るものと明記されました。また、平成十七年には、刑事収容施設法が、受刑者の改善更生、社会復帰に向けた処遇を図るものとして制定されました。

平成十七年の同法の制定と今回の刑法等の改正によって、体系的に受刑者の改善更生を図るために法整備が整つたと見ていいのかどうか、また、今回の改正によって具体的な処遇に関する運用がどのように変わるのか、お示しいただきたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

平成十七年に成立いたしました刑事収容施設法でございますが、被収容者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行ふことを目的とし、受刑者待遇につきましても、改善更

生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることをその原則とするなどを明確にしてございます。

具体的な処遇といたしましては、作業、改善指導、教科指導を矯正処遇として規定いたしました。

導、教科指導を矯正処遇として規定いたしました。

が、御承知のとおり、懲役受刑者につきましては、刑の本質的要素でもある作業に一定の時間を割かなければならぬという制約もございます。

これに対しまして、拘禁刑受刑者に対する今回の改正でございますが、拘禁刑受刑者に対する処遇におきましてはそのような制約はなくなるため

に、まさに刑事収容施設法が規定する受刑者処遇の趣旨に沿つた形で、作業、改善指導、教科指導を柔軟に組み合わせて実施していくことが可能となるものと考えてございます。

○日下委員 私は、ゴールデンウイークの合間に、岩国女子刑務所を視察させていただきまし

た。

そこで感じたことは、まず、刑務所内の実務を担い、受刑者とじかに接する刑務官の処遇についても充実させる必要があること。女子刑事施設における女性職員の年齢構成は、二十歳代以下の若

い刑務官が多い。二十歳代以下が三四%、三十歳代と合わせると半数以上という、そういうふうな形であります。結婚や出産を機に退職する方が多いこともその要因であります。結婚後は、仕事と家庭、子育てとの両立の問題があることも考えられます。受刑者の平均年齢は五十四歳、最高齢は八十八歳の方でした。かなり年上の受刑者に応しているという状況でございました。

この度の法改正によって、受刑者の資質に応じた個別処遇の充実が求められることから、刑務官

の仕事も増え、能力の向上も必要となります。

ソフト面では、刑務官など職員の増員や処遇の改善、女性刑務官のためには保育所を近隣に設けられるとか、何かそういうふうなことができないのかなというふうなことも思いました。

また、ハード面では、刑務作業、職業訓練、教育指導や各種矯正指導などを行う場所を考えると、現在の収容施設の部屋数では足りない、もう少し大きい部屋も必要だと感じました。

今後、どのように職員の増員や施設整備をされていくのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

受刑者の改善更生のため、施設内処遇の一層の充実化を図るには、御指摘のように、的確な特性の把握、こういったことが非常に重要でございます。このことについて、きめ細かに対応していく必要がありますものと考えてございます。

さらに、新しい改正案の下におきましては、被害者等の心情の聴取などもございます。聴取した被害者等の心情を受刑者に伝達するに当たりまして、受刑者への指導を丁寧に実施していくことなど、様々な要因での業務の負担というのが出てこようかと思つてございます。

これらの指導を適切に行なうためには、御指摘のような、面接室であつたり教室といった物的な場所の整備というのも必要だと考えてございます。

法改正の趣旨を踏まえまして、関係機関の御理解も得ながら、必要な人的、物的体制の整備に全力で努めてまいりたいと考えてございます。

○日下委員 岩国刑務所には、初犯の一入といふんですね、一回目の入る、一入から六入以上まで、再犯者の割合はやはり高く、一、二入が減り、三入以上が増加していると伺いました。

今後、犯罪歴も境遇も年齢もまちまちの受刑者の社会復帰及び再犯防止を進めるためには、A.Iやデジタル技術の活用も考えてはどうかと思います。犯罪傾向、そして処遇の内容、さらに更生保護施設や保護司との関わり方など、ビッグデータ化し、分析を行うことにより、再犯を減らすこと也可能になるのではないかと考えます。また、デジタル化によって、保護司等の負担軽減にもつながるのではないかと思います。

展望をお聞かせいただきたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

矯正におきましては、令和四年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手したところでございまして、令和六年度の運用開始を目指してございます。この新たなシステムによりまして、受刑者等のデータにつきまして、様々なI.T技術を活用しながら、効果的、効率的に収集、分析することを通じまして、犯罪傾向の把握、矯正遇の検討であつたり実施、それから効果検証といった様々な施策、取組を一層充実させることが可能となると考えてございます。

り、受刑者等の再犯防止や社会復帰を更に的確に推進してまいりたいと考えてございます。

○宮田政府参考人 更生保護におけるデジタル化に関しては、保護司専用ホームページの運用を開始するなどして、保護司の負担軽減にも努めております。

保護観察につきましては、犯罪等に結びつく要因などを明らかにするアセスメントツール、C.F.Pと呼びますが、これを導入しております。これら、事件に関する記録をデータ化し、関係機関等とのデータ連携を一層進めることなどによつて、保護観察処遇に活用することができる情報の質、量の充実化につながるものと考えております。そして、こうした情報を、A.I技術も活用し、詳細に分析することで、より実効性のある再犯防止策の立案にも資するものと考えられます。

本年度は、A.I導入に関する調査研究を実施する予定としておりまして、その成果を踏まえ、保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化及びこれに伴う処遇の一層の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

○日下委員 御答弁ありがとうございました。

先日、参考人としてお呼びした只木教授は、矯正施設について、建築学の観点から、一つには保安、二つには教育、そして生活の三つの機能があり、ともすると保安機能に重点が偏って他の機能

	<p>との不均衡が生じがちとされ、矯正施設の空間の在り方として、一般生活に近い備えの空間、限定された空間の中に社会性を持ち込む、規律維持にきちんとした備えの空間の三つを挙げられています。</p> <p>岩国刑務所におきましても、同じユニット内にある受刑者の単独室を鍵をかけずに自由に行き来できる半開放寮を見させていただきましたが、生生活感、社会性という意味では大切だなと感じました。</p> <p>あと、刑期が三年以下の受刑者が約六割で、三年が最も多かったことを記憶しておりますが、ほぼ施設内だけでその期間を過ごすにしては、刑務所の殺風景さ、今までは応報の考え方方が長く続いておりましたので、無駄なものは一切ない、そういうふうな殺風景さが広がつておりました。受刑者が教育や指導により学びを深め、自省を促し、改善更生を図るという意味では、保安上の問題にも配慮しつつ、例えば季節を感じられるような花や庭木などを十分に配置すべきだという印象を持ちました。</p> <p>受刑者の社会復帰、再犯防止を考えた場合、こうした空間整備が、この度の法改正の趣旨とも合致し、より効果が高まるのではないかと考えますが、これまでの取組や効果、今後の計画などがあれば、是非お伺いしたいと思います。</p> <p>○佐伯政府参考人 お答えいたします。</p> <p>被収容者の生活環境を整えるということは、改善更生の意欲の喚起であるとか円滑な社会復帰のために非常に重要であると私どもとしても認識しているところでございます。</p> <p>ただ、刑事施設におきましては、保安警備上、例えば鉄格子であつたり、俯瞰防止が必要になる場面がございますし、樹木を増やすということでお死角が増える、こういったデメリットもござります。</p> <p>そういうつた制約があることも事実でございますが、施設ごとにやや構造は異なつてございまして、例えば、開放的な、御指摘のような半開放</p>
	<p>療、こういったものをたくさん設置している施設もございますし、花壇を設置したり、運動場などに桜の木を植えて、運動時には季節を感じられるような、こういう工夫をしているところでござります。</p> <p>岩国刑務所におきましても、同じユニット内にある受刑者の単独室を鍵をかけずに自由に行き来できる半開放寮を見させていただきましたが、生生活感、社会性という意味では大切だなと感じました。</p> <p>あと、刑期が三年以下の受刑者が約六割で、三年が最も多かったことを記憶しておりますが、ほぼ施設内だけでその期間を過ごすにしては、刑務所の殺風景さ、今までは応報の考え方方が長く続いておりましたので、無駄なものは一切ない、そういうふうな殺風景さが広がつておりました。受刑者が教育や指導により学びを深め、自省を促し、改善更生を図るという意味では、保安上の問題にも配慮しつつ、例えば季節を感じられるような花や庭木などを十分に配置すべきだという印象を持ちました。</p> <p>受刑者の社会復帰、再犯防止を考えた場合、こうした空間整備が、この度の法改正の趣旨とも合致し、より効果が高まるのではないかと考えますが、これまでの取組や効果、今後の計画などがあれば、是非お伺いしたいと思います。</p> <p>○佐伯政府参考人 お答えいたします。</p> <p>被収容者の生活環境を整えるということは、改善更生の意欲の喚起であるとか円滑な社会復帰のために非常に重要であると私どもとしても認識しているところでございます。</p> <p>ただ、刑事施設におきましては、保安警備上、例えば鉄格子であつたり、俯瞰防止が必要になる場面がございますし、樹木を増やすということでお死角が増える、こういったデメリットもござります。</p> <p>そういうつた制約があることも事実でございますが、施設ごとにやや構造は異なつてございまして、例えば、開放的な、御指摘のような半開放</p>
	<p>療、こういったものをたくさん設置している施設もございますし、花壇を設置したり、運動場などに桜の木を植えて、運動時には季節を感じられるような、こういう工夫をしているところでござります。</p> <p>岩国刑務所におきましても、同じユニット内にある受刑者の単独室を鍵をかけずに自由に行き来できる半開放寮を見させていただきましたが、生生活感、社会性という意味では大切だなと感じました。</p> <p>あと、刑期が三年以下の受刑者が約六割で、三年が最も多かったことを記憶しておりますが、ほぼ施設内だけでその期間を過ごすにしては、刑務所の殺風景さ、今までは応報の考え方方が長く続いておりましたので、無駄なものは一切ない、そういうふうな殺風景さが広がつておりました。受刑者が教育や指導により学びを深め、自省を促し、改善更生を図るという意味では、保安上の問題にも配慮しつつ、例えば季節を感じられるような花や庭木などを十分に配置すべきだという印象を持ちました。</p> <p>受刑者の社会復帰、再犯防止を考えた場合、こうした空間整備が、この度の法改正の趣旨とも合致し、より効果が高まるのではないかと考えますが、これまでの取組や効果、今後の計画などがあれば、是非お伺いしたいと思います。</p> <p>○佐伯政府参考人 お答えいたします。</p> <p>被収容者の生活環境を整えるということは、改善更生の意欲の喚起であるとか円滑な社会復帰のために非常に重要であると私どもとしても認識しているところでございます。</p> <p>ただ、刑事施設におきましては、保安警備上、例えば鉄格子であつたり、俯瞰防止が必要になる場面がございますし、樹木を増やすということでお死角が増える、こういったデメリットもござります。</p> <p>そういうつた制約があることも事実でございますが、施設ごとにやや構造は異なつてございまして、例えば、開放的な、御指摘のような半開放</p>
	<p>療、こういったものをたくさん設置している施設もございますし、花壇を設置したり、運動場などに桜の木を植えて、運動時には季節を感じられるような、こういう工夫をしているところでござります。</p> <p>岩国刑務所におきましても、同じユニット内にある受刑者の単独室を鍵をかけずに自由に行き来できる半開放寮を見させていただきましたが、生生活感、社会性という意味では大切だなと感じました。</p> <p>あと、刑期が三年以下の受刑者が約六割で、三年が最も多かったことを記憶しておりますが、ほぼ施設内だけでその期間を過ごすにしては、刑務所の殺風景さ、今までは応報の考え方方が長く続いておりましたので、無駄なものは一切ない、そういうふうな殺風景さが広がつておりました。受刑者が教育や指導により学びを深め、自省を促し、改善更生を図るという意味では、保安上の問題にも配慮しつつ、例えば季節を感じられるような花や庭木などを十分に配置すべきだという印象を持ちました。</p> <p>受刑者の社会復帰、再犯防止を考えた場合、こうした空間整備が、この度の法改正の趣旨とも合致し、より効果が高まるのではないかと考えますが、これまでの取組や効果、今後の計画などがあれば、是非お伺いしたいと思います。</p> <p>○佐伯政府参考人 お答えいたします。</p> <p>被収容者の生活環境を整えるということは、改善更生の意欲の喚起であるとか円滑な社会復帰のために非常に重要であると私どもとしても認識しているところでございます。</p> <p>ただ、刑事施設におきましては、保安警備上、例えば鉄格子であつたり、俯瞰防止が必要になる場面がございますし、樹木を増やすということでお死角が増える、こういったデメリットもござります。</p> <p>そういうつた制約があることも事実でございますが、施設ごとにやや構造は異なつてございまして、例えば、開放的な、御指摘のような半開放</p>

の中で最も尊重されるべき表現の自由を将来不当に萎縮させかねない、その危惧を抱いていると私は申し上げておきたいと思います。

ちょっと具体伺つていただきたいんですけども、資料を御覧いただきたいと思います。

今日は、私は、昨年の十一月の、記者会見をなさつてある伊藤詩織さんという女性の方が名誉毀損で訴えて、それで、ネット上のリツイートが、これは名誉毀損に当たるということでの判決を受けた後の会見の様子でありますけれども、ここで、リツイートしたことがこの伊藤さんの訴えに該当して罰金が命じられています。

ちなみに、この侮辱罪の方でも、最近のインターネット上の度を越える書き込みが元になってます。例えば、いいねを押したり、本人のコメントをつけないでリツイートをかけたり、そういうものは今回の法定刑の中に該当するでしょうか。

○古川国務大臣 今、御質問の趣旨がちょっと正確に把握できていないのかもしれません、一般論として、刑法上、リツイートやいいねとする行為が、侮辱罪に該当する行為が先に実行され、既遂になつた後に行われたとしても、他人に犯罪実行の決意を生じさせる教唆行為にも、他人の犯罪を容易ならしめる帮助行為にも該当しないため、教唆犯や帮助犯の成立はしないというふうに考えられています。そのような仕切りです。

○鎌田委員 今すごく大事な御答弁をいたいたいと思うんですけども、ネット上でいいねやリツイートをした場合には、共犯、教唆、帮助、これには該当しないということによろしいんですね。○古川国務大臣 いいねとか、さつきリツイートと言いましたけれども、そのリツイート行為自体にこの侮辱罪が成立するか否かにつきましては、収集された証拠に基づいて、捜査機関や裁判所において判断されるべきものでございます。

○鎌田委員 ちょっと今お隣から、いいねとリツイートについての違いの御指摘があつたんですねども、そこのところの整理はされています

しようか。そのところの整理というのは、いい

なるものがあるわけですね。そして、その前提にな

るものので侮辱罪が既に、先に成立している場合

には、そのいいねでもつて、つまり、いいねとい

う、押したこと 자체が、そこで侮辱罪が成立する

ということにはならないわけです。

ところが、リツイートの場合には、何か書き込

むわけですね、何か表現をするわけであります

から、それが侮辱罪に当たるかどうかということ

については、先ほど申しましたように、収集され

た証拠に基づいて、捜査機関や裁判所において判

断されるべきものであるということにならざいま

す。

○鎌田委員 つまり、分からぬということ

でしょうか、現時点です。

○古川国務大臣 ちょっと御質問の意味がよく分

からないんですねけれども、もう一度、正確にお願いします。(発言する者あり)

○鎌田委員 御静粛にお願いします。

○鈴木委員長 御静粛にお願いします。

○鎌田委員 もちろん、人の心を傷つける度を越えた書き込み、それから、いいねや、そしてリツイートも含みます、ネット上ではいろいろなことが起っこり得ますから。そのときに、リツイートすることが、あるいは何か反応すること、それが、今回侮辱罪の法定刑の引上げによって、自分の行為がこれに該当するのかな、どうなのかなというものが分からなくて、人々が、この行為は罪になるんだろうか、罪にならないんだろうかと。それがどうだから、被害者を救済しようと、こういう書き込みが、度を越えた誹謗中傷などが多くなつて、それで傷ついた人が増えている、そういう人たちの被害を少なくしようと、書き込み、そういうものがもつと抑えられるようになります。そういう目的で作られているわけですよね。だけれども、そういう傷ついている人というのは、内面が傷ついているわけで、心のうちが、そこは伝わりますでしょか。保護法益のところ、外部的な名譽がもつと抑えられるようになります。だから、このペーパーの二番の白い丸、五つ目ですけれども、現行犯逮捕について書かれております。正当行為でないことが明白と言える場合は、極めて限られた場合に該当するのです。

○鎌田委員 私がお聞きしたのは、現行犯逮捕において、理事懇談会に示されたペーパーでござります、そして全法務委員の方々にもお配りされています。そのペーパーの二番の白い丸、五つ目ですけれども、現行犯逮捕について書かれております。正當行為でないことが明白と言える場合は、極めて限られる、表現行為についてですね。だから、この極めて限られるということは、もう明らかになつているんでしょ。それを示していただきたいんです。

○二之湯国務大臣 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができません。この要件を満たす場合には、住所不定であるなどの要件がなく

いなんじやないかと思うんですけども、いかがですか。

○古川国務大臣 今般の法整備によりまして、侮辱行為を抑止し、また、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対し、これまでよりも厳正な対処を可能とすること、これがインターネット上の誹謗中傷による行為はもう今顕著です。どのように捉えればよろしいですか。

○鎌田委員 ネット上ですと、多大数による一回だけの誹謗中傷行為の場合もあります。これはどうするんでしょうか。ネット上では、不特定多数による行為はもう今顕著です。どのように捉えられると考えております。

○鎌田委員 国家公安委員長伺います。

さきの理事懇談会で、現行犯逮捕に係る基準でとか可否ですか、その紙を私たちはいたしました。その際、現行犯逮捕、これは、表現行為

といふ性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白と言える場合は、实际上は極めて限定されるといふべきをいただきました。昨日ですね。

○鎌田委員 結構です。じゃ、質問を変えます。

保護法益について伺いたいんですけれども、侮辱罪というときの保護法益というのは、その人の外部的な名譽、傷つけられた、それが保護法益だと思うんですね。

今回の立法の動機になつていてるものというの

は、外部的な名譽ではなくて、人の内面の、心のうち、悲しみ、苦しみ、悩み、そして、それの取り返しのつかない状態のところが自死というところまでいってしまうわけです。そうすると、こ

れは、誹謗中傷を適切に捕捉するものとは私は言えないんじゃないかと思うんですね。

だから、被害者を救済しようと、こういう書き込みが、度を越えた誹謗中傷などが多くなつて、それで傷ついた人が増えている、そういう人たちの被害を少なくしようと、書き込み、そういうものがもつと抑えられるようになります。そういう目的で作られているわけですよね。だけれども、そ

ういう傷ついている人というのは、内面が傷ついているわけで、心のうちが、そこは伝わりますでしょか。保護法益のところ、外部的な名譽

がもつと抑えられるようになります。だから、このペーパーであります。昨日です。

○鎌田委員 そのペーパーの二番の白い丸、五つ目ですけれども、現行犯逮捕について書かれております。正

當行為でないことが明白と言える場合は、極めて限られる、表現行為についてですね。だから、この極めて限られるということは、もう明らかになつているんでしょ。それを示していただきたい

んです。

○古川国務大臣 お答えいたします。

○鎌田委員 お答えいたします。

○二之湯国務大臣 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯

<p>ても、法律上は可能となります、犯罪であることが明白というのは、違法性を阻却する事由がないこともまた明白ということであり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白と言える場合は、実際上は想定がされません。</p> <p>○鎌田委員 私は、明白と言える場合は極めて限られることがあるから、限られているケースを教えてくれとお尋ねをしたんですが、今の御答弁の最後の方で、想定されないという表現があつたんですね。が、聞いたことそのお答えで、今日、よろしいんですか。</p>	
<p>○二之湯国務大臣 実際上は想定されないということがあります。</p> <p>○鎌田委員 私の質疑時間は終わりましたので、これで、言いつ放しで終わります。</p> <p>昨日、各法務委員に、全てに配られた現行犯逮捕の可否についての政府の統一見解の表現は、具体的にはつきり踏み込んで示したという評価もできますけれども、今まで我々に示されたものとは全く違う踏み込みですので、そのところは指摘をさせていただいて、質問を終わります。</p> <p>○鈴木委員長 次に、藤岡隆雄君。</p> <p>○藤岡委員 立憲民主党、栃木県第四区の藤岡隆雄でございます。</p> <p>本日も、地元栃木県四区の皆様に感謝を申し上げ、そして、質問の機会を与えてくださった先輩、関係各位に感謝を申し上げ、質問に入らせていただきたいと思います。</p> <p>冒頭、再び、胸から上に上げてはいけないといふことで、また資料の配付というのが認められないといふことございました。本当に、残念ながら、何をそんなにこだわつていらつしやるのかなと。例えば、こういう公の方の例をもつて確認をさせていただこうといふことではございましたが、何でそこまで確認を、そこまでこだわつていらつしやるのかが正直言つて分からず、大変情けないなということを申し上げまして、質問に入</p>	
<p>らせていただきたいと思います。</p> <p>さて、今の質問の続きでござりますが、改めて二之湯大臣にお伺いをしたいと思います。</p> <p>二之湯大臣、免許の返納をされたということがで、本当に英断に敬意を表したいということを思いますが、今日は是非、現行犯逮捕のことについて、ひとつ御英断もお願いしていきたいなという方、改めて丁寧に教えていただけますでしょうか。</p> <p>それで、侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否の考え方、改めて丁寧に教えていただけますでしょうか。</p> <p>○二之湯国務大臣 警察においては、これまで寧にちょっとと御答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>○二之湯国務大臣 捜査機関においては、これまでも、捜査に当たっては、個別の事案の具体的な状況に即して、法と証拠に基づき判断がなされてまいりました。また、捜査に当たっては表現の自由等に対して配慮がなされておりまして、この点について、法定刑が改正された場合においても全く変わりません。</p> <p>その上で、現行犯逮捕は、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができず、この要件を満たす場合には、法律上は逮捕は可能ですが、犯罪であることが明白といふのは、違法性を阻却する事由がないということでもまた明白であり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白と言える場合は、実際上は想定をされないと考えております。</p> <p>そのため、委員お尋ねの、閣僚又は国会議員を侮辱した者が現行犯逮捕されるということは、実際上は想定されないと考えております。</p> <p>○二之湯国務大臣 昨日お示しいただいたものから変わり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白と言える場合は、実際上は想定されないのであります。</p>	
<p>○二之湯国務大臣 住居要件とかの話というのは御答弁には入つてこないんですね。ちょっと、もう一回、丁寧に読んでいただいてよろしいですか。</p> <p>○二之湯国務大臣 現行犯逮捕の基準でござりますが、今日は是非、現行犯逮捕のことについて、ひとつの御英断もお願いしていきたいなという方、改めて丁寧に教えていただけますでしょうか。</p> <p>それで、侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否の考え方、改めて丁寧に教えていただけますでしょうか。</p> <p>○二之湯国務大臣 警察においては、これまで寧にちょっとと御答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>○二之湯国務大臣 捜査機関においては、これまでも、捜査に当たっては、個別の事案の具体的な状況に即して、法と証拠に基づき判断がなされてまいりました。また、捜査に当たっては表現の自由等に対して配慮がなされておりまして、この点について、法定刑が改正された場合においても全く変わりません。</p> <p>その上で、侮辱罪による現行犯逮捕について、現行犯逮捕は、もとより、正当な言論等に対しても配慮がなされておりまして、この点について、法定刑が改正された場合においても全く変わりません。</p> <p>その上で、現行犯逮捕は、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができず、この要件を満たす場合には、法律上は逮捕は可能ですが、犯罪であることが明白といふのは、違法性を阻却する事由がないということでもまた明白であり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白と言える場合は、実際上は想定をされないと考えております。</p> <p>そのため、委員お尋ねの、閣僚又は国会議員を侮辱した者が現行犯逮捕されるということは、実際上は想定されないと考えております。</p> <p>○二之湯国務大臣 再三同じ答弁で申し訳ございませんけれども、実際上は想定されないということござります。</p> <p>○二之湯国務大臣 最後に確認します、もう一回。ゼロと、いうことでよろしいですか、現行犯逮捕、ゼロと。</p> <p>○二之湯国務大臣 そうすると、できる場合と、いうのは、このことに関して、国家公安委員長にお願いします、大事な答弁でござりますから。そこをおつしやつてください。</p> <p>○二之湯国務大臣 これは、国家公安委員長、お願いします、大事な答弁でござりますから。どういう場合なんですか。そこをおつしやつてください。</p> <p>○二之湯国務大臣 これは、国家公安委員長、お願いします、大事な答弁でござりますから。どういう場合なんですか。そこをおつしやつてください。</p> <p>○二之湯国務大臣 実際は想定されないということございます。</p> <p>○二之湯国務大臣 これは、国家公安委員長、お願いします、大事な答弁でござりますから。どういう場合なんですか。そこをおつしやつてください。</p> <p>○二之湯国務大臣 これは、国家公安委員長、お願いします、大事な答弁でござりますから。どういう場合なんですか。そこをおつしやつてください。</p> <p>○古川国務大臣 結構でござります。</p> <p>○藤岡委員 最後に一点確認したいのですが、では、できる場合と、いうのはあるんですか、逮捕ができる場合というのが。國家公安委員長、お願いします。</p> <p>○藤岡委員 ゼロと、いうことでよろしいですか。</p> <p>○古川国務大臣 結構でござります。</p> <p>○藤岡委員 最後に一点確認したいのですが、では、できる場合と、いうのはあるんですか、逮捕ができる場合と、いうのが。國家公安委員長、お願いします。</p> <p>○藤岡委員 今、重要な御答弁をいただいたと思ひます。想定されないということで、できないと、いうことを今おつしやつたということが、思ひます。本当に、こういう内容をきちっと、しっかりと周知をしていただきたいなということをまずは思います。</p> <p>○大賀政府参考人 侮辱罪に関する現行犯逮捕についてお尋ねでありますけれども、先ほど国家公安委員会委員長からも答弁がございましたように、いろいろな要件を満たす場合には、法律上は逮捕は可能だということでござりますけれども、そもそも、表現行為という性質上、その表現が逮捕時に正当行為でないことが明白だと言え</p>	

ります。もうこれ以上言ひようがございません。

○藤岡委員 そうすると、想定されない、結局、では、できる、できないといつたら、これはどちらになるんですか。国家公安委員長、お願ひします。

○二之湯国務大臣 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行なうことができないものであります。

○二之湯国務大臣 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行なうことができないものであります。が、犯罪であることが明白で、かつ、性質を阻却する事由がないこともまた明白ということであり、侮辱罪については、表現行為という性質上、逮捕時に、正当行為でないことが明白と言える場合は、実際上想定されないと考えておりま

す。

○藤岡委員 同じ答弁の繰り返しということで、その点についてのお答えがちょっと得られないといふことに關しては、これにつきましては引き続き、このお答えがないということでございますから、委員長、これはお答えの方を是非お願ひしたいと思ふんでけれども、整理を。

○鈴木委員長 質問を続行してください。

○藤岡委員 ちょっと速記を止めてもらつてよろしいですか、速記を。(発言する者あり)いや、質

問の趣旨は同じ趣旨でございます。だから、できるんですかと。できる場合とというのがあるんですかということをお聞きをしております。

○二之湯国務大臣 現行犯逮捕というのは實際上は想定されないといふことがあります。だから、できるんですかと。できる場合とというのがあるんですかといふことがあります。

○藤岡委員 大変恐縮でございますが、ちょっと委員長、静粛にという注意をしていただいてよろしいですか。これは純粹にお聞きしておりますので。

これを、だから、想定されないということで、私も重要な答弁ですねと申し上げました。そうしたら、できる、できるといふふうな話も聞こえてきました。實際、それで、できるのでしょうかと安委員長から明確な今答弁がございません。私は

そのことを申し上げております。

したがつて、国家公安委員長、これはできるんですか。できるかできないか、イエスかノーでお願いいたします。

○二之湯国務大臣 実際上は想定できないから、私は同じような答弁を繰り返しているわけでござります。

○藤岡委員 本当に、お答えになられていないと

いうことでござります。私は同じような答弁を繰り返しているわけでござります。

○藤岡委員 本当に、お答えになられていないと

いうことでござります。できるかできないかということ

で、想定をするしないことのところは今お

聞きました。想定していらないんだけれどもでき

る場合があるというふうな形に、何か私には聞こ

えました。したがつて、それができるのかできな

いのかというところでござります。

○古川国務大臣 実際上は想定されないことを具

体的にお答えすることは困難でござります。

○藤岡委員 では、実際上は想定されないといふこと

ことで、実際上はできないというふうに理解をさ

せていただきたいなということがございますが。

それは、次の質問の方に移らせていただきた

いということを思います。

○古川大臣 お聞きしたいと思いますけれども、

ことで、実際上はできないといふことでお答えいただきたい

んですが、お願ひします。

○二之湯国務大臣 法律上は可能でござりますけ

れども、實際上は想定されないといふことでござ

ります。

○大賀政府参考人 先ほども御答弁いたしました

けれども、現行犯逮捕の要件を満たす場合には、

法律上は可能でござります。しかしながら、表現

行為という性質上、逮捕時にその表現行為が正当に行なわれた場合に構成要件に該当することとなります。

○古川国務大臣 侮辱罪は、事實を暗示せずに公然と人を侮辱した場合、すなわち、不特定又は多数人が認識できる状態で他人に対する輕蔑の表示を行なった場合に構成要件に該当することとなります。

○古川国務大臣 侮辱罪は、事實を暗示せずに公然と人を侮辱した場合、すなわち、不特定又は多数人が認識できる状態で他人に対する輕蔑の表示を行なった場合に構成要件に該当することとなりますが。

○藤岡委員 それは、法律上は可能で、じゃ、実

際、逮捕しないといふことですか。それをお願い

します。

○大賀政府参考人 先ほども御答弁いたしました

けれども、現行犯逮捕の要件を満たす場合には、

法律上は可能でござります。しかしながら、表現

行為という性質上、逮捕時にその表現行為が正当

に行なわれた場合に構成要件に該当することとなりますが。

個別の事案の犯罪の成否は、収集された証拠に基づき事案ごとに判断されるべき事柄であります

ことから、お尋ねの行為が侮辱罪に該当するかどうかについて国会で問われた場合に、法務大臣として確定的なお答えをすることは困難です。

お尋ねに関連して、近時、侮辱罪により有罪が確定した裁判例を御紹介すると、例えば、被害者のツイッターアカウントにてか死ねや、くそが、きまいなどと投稿した事案などがあるものと承知をいたしております。

○藤岡委員 少し、処罰範囲が変わらないといふ

中で、今申し上げたことが対象になるのかどう

か、やはり不明確なところがあると思います。

今回の改正で、侮辱罪の厳罰化で、このネッ

ト、SNS上の誹謗中傷を必ずしもやはり捉え切れていません。

○藤岡委員 それはもう、できないというふうに、では、理解をさせていただきますけれども、被害に遭われた方からの人権相談への対応など、行政的諸施策を推進していくことが重要であるといふふうに考えております。

○鈴木委員長 捉え切れていらないところがやはりあるというこの課題を申し上げまして、私の質疑を終わります。

○米山委員 それでは、立憲・無所属会派を代表して御質問させていただきます。

れていないという課題があると思います。最後に、その御見解をお願いします。

○古川国務大臣 そもそも、インターネット上の誹謗中傷は、公然と行われると過激な書き込みが次々と誘発されていて、多数の者からの誹謗中傷の内容がイエスカレーして、非常に先鋭化する現の自由、憲法の基本的、尊重という立場からすれば、實際上は想定されないということでござります。御理解いただきますようお願ひいたします。

○鈴木委員長 申合せの時間が経過しておりますので、御協力をお願ひいたします。

○藤岡委員 では、最後に古川法務大臣にお聞きしたいと思いますけれども、これは想定をされない、これはできないということによろしいです。

○古川国務大臣 では、最後に古川法務大臣にお聞きしたいと思いますけれども、これは想定をされない、これはできないということによろしいです。

先ほど来、近時の裁判例をというふうに、基準として示すというふうにお伺いしておりますけれども、今までの答弁の中で、近時の裁判例といふものは、私が今ほどお配りしておる資料の十九ページ以降、これしか示されていない、これしか把握していないということなんですが、おつしやられている裁判例はこれだけだということでよろしいですか。イエスかノーかでお願いします。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、把握している裁判例、この委員のお示しになつた事例集がございますが、これは、法制審議会の部会におきまして、私ども事務当局から、令和二年中に侮辱罪のみにより第一審判決・略式命令のあつた事例を事例集として、資料としてお配りしたものでございます。

また、これ以外に侮辱罪の成立が認められた複数の事例をこの部会において口頭で紹介したところでございます。また、これらの事例のほかにも、近時、侮辱罪により有罪が確定した裁判例について、幾つかあるものと承知をしております。

○米山委員 何例あるんですか。

○川原政府参考人 数というものについて、詳細な数としてはお答えいたしかねるところでござりますが、例えば、例として申し上げますと、被害者のツイッターアカウントにてか死ねや、くそが、きもいなどと投稿した事案などがあるほか、公刊物に掲載されている裁判例として、これは、〇〇は、会社名でございますが、悪徳〇〇弁護士と結託して被害者を弾圧している、両社は責任取れなどと記載したビラを被害者たる法人の支店のあるビルの玄関柱に貼付した事案などがあるものと承知しております。

○米山委員 そうしましたら、告訴状を受理して、そして処罰されなかつた例を把握されていませんか。それも簡潔に答えてください。イエス、ノーで。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員のお尋ねのある観点で事案を把握することをしていないために、お答えすることは困難でござ

して示すといふふうにお伺いしておりますけれども、今までの答弁の中で、近時の裁判例といふものは、私が今ほどお配りしておる資料の十九ページ以降、これしか示されていない、これしか把握していないということなんですが、おつしやられている裁判例はこれだけだということでよろしいですか。イエスかノーかでお願いします。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、把握している裁判例、この委員のお示しになつた事例集がございますが、これは、法制審議会の部会におきまして、私ども事務当局から、令和二年中に侮辱罪のみにより第一審判決・

ざいます。

○米山委員 そうしますと、先ほど来、結局、ほ

かのはあると言ひながら、事實上、もうこの十九

ページ以降しかないんですよ。先ほど来、それ以

外にちゃんとしたのは出できませんから、まあ

プラス五とか六とかあるのかもしれませんが、ほ

ぼほほないんでしようね。

そうすると、どうなるか。私自身が、このトッ

プにある告訴状を出しましたけれども、どうなるかというと、現場の方々は分からぬと言つんで

す。それで、この裁判例を示して、ほら、あるで

しょうと言うと、じゃ、まあ、しようがないと

言つて、受理するんですよ。

私、これでいいんですかと再三聞いているんで

すね。別に告訴状は、ちゃんと条件がそろつた告

訴状は受理する、それはそれでいいですよ。で

も、およそ成立しなそなものは、告訴状としては

受理し得るけれども、およそ成立しないから、や

めの方が多いよと、そういうことをちゃんと言つ

から整理されるのに、ともかくこの十九ページ以

降のこれしかないといつたら、それは、私は余り

にも基準としてできていないと思います。

先ほど来、ひたすら、もう基準はあるからいい

と言う。基準がないと言うと、与党の先生方か

ら、今まであつたからいいじゃないかと言われ

る。だけれども、侮辱罪というのは、もとより漠

然として、基準は正直できていたなかつたんです。

○米山委員 そうしましたら、告訴状を受理して、そして処罰されなかつた例を把握されていませんか。それも簡潔に答えてください。イエス、

ノーで。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員のお尋ねのある観点で事案を把握することを

していないために、お答えすることは困難でござ

いります。

○古川国務大臣 個別の事案の犯罪の成否につき

ましては、法と証拠に基づき、最終的には司法に

おいて判断されることになりますが、侮辱罪に言

う侮辱にいかなる行為が当たるかという一般論と

しての基準については、侮辱罪で有罪が確定した

裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になつ

ております。

○米山委員 イエス、ノーと聞いたときは、イエ

ス、ノーだけで結構ですので、時間がもつたないな

いので。

私の配った資料に、P四から十八、これは、個

別の事案についていろいろな答弁がなされている

わけですよ。個別の事案について答えられないな

んということはないんです。

これに対して、法務大臣、これは新しい、新設

の、罰則の新設や処罰範囲の変更に際してだか

ら、これは個別の事案に対して答えておる、今度

は構成要件は変わつていなから、従前のものだ

から答えられないと言つているんですけども、

それは全然整合しないと思うんです。そこを、合

理的に何でそれが違つたのかを説明できないと思う

んですよ。だつて、私が配つた資料、これは、

ホームページに書いてあるものから含めて、これ

はちゃんと、法的拘束力といいますか、公文書と

して残つているわけですよ。これはちゃんと、幾

ら今までない法案についての話であつたって、も

うできているわけですよ。できていて、この答弁

を参照してみんな行動を決めるわけです。影響し

ているわけですよ、裁判に。だから、法務省の見

解が既存の法条に影響するなんということは十分

あるんです。それなのに、何で今回だけしちゃい

けないのか。

それが、一年以下の懲役、三十万未満の罰金と

いうものが来て顕在化したんです。顕在化したん

だから、私はそれを、基準はちゃんと示すべき

だ、こう言つているんですねが、法務大臣、相変わ

らず基準を示さずに、この後ろの三十例だけで

現場の判断に任せる、そういう御趣旨でよろしい

ですか。イエス、ノーでお答えください。

○古川国務大臣 個別の事案の犯罪の成否につき

ましては、法と証拠に基づき、最終的には司法に

おいて判断されることになりますが、侮辱罪に言

う侮辱にいかなる行為が当たるかという一般論と

しての基準については、侮辱罪で有罪が確定した

裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になつ

ております。

○米山委員 そうしますと、先ほど来、結局、ほ

かのはあると言ひながら、事實上、もうこの十九

ページ以降しかないんですよ。先ほど来、それ以

外にちゃんとしたのは出できませんから、まあ

プラス五とか六とかあるのかもしれませんが、ほ

ぼほほないんでしようね。

そうすると、どうなるか。私自身が、このトッ

プにある告訴状を出しましたけれども、どうなるか

かというと、現場の方々は分からぬと言つんで

す。それで、この裁判例を示して、ほら、あるで

しょうと言うと、じゃ、まあ、しようがないと

言つて、受理するんですよ。

私、これでいいんですかと再三聞いているんで

すね。別に告訴状は、ちゃんと条件がそろつた告

訴状は受理する、それはそれでいいですよ。で

も、およそ成立しなそなものは、告訴状としては

受理し得るけれども、およそ成立しないから、や

めの方が多いよと、そういうことをちゃんと

から整理されるのに、ともかくこの十九ページ以

降のこれしかないといつたら、それは、私は余り

にも基準としてできていないと思います。

先ほど来、ひたすら、もう基準はあるからいい

と言う。基準がないと言つと、与党の先生方か

ら、今まであつたからいいじゃないかと言われ

る。だけれども、侮辱罪というのは、もとより漠

然として、基準は正直できていたなかつたんです。

○米山委員 そうしましたら、告訴状を受理して、そして処罰されなかつた例を把握されていませんか。それも簡潔に答えてください。イエス、

ノーで。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

委員のお尋ねのある観点で事案を把握することを

していないために、お答えすることは困難でござ

いります。

○古川国務大臣 個別の事案の犯罪の成否につき

ましては、法と証拠に基づき、最終的には司法に

おいて判断されることになりますが、侮辱罪に言

う侮辱にいかなる行為が当たるかという一般論と

しての基準については、侮辱罪で有罪が確定した

裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になつ

ております。

○米山委員 イエス、ノーと聞いたときは、イエ

ス、ノーだけで結構ですので、時間がもつたないな

いので。

私の配った資料に、P四から十八、これは、個

別の事案についていろいろな答弁がなされている

わけですよ。個別の事案について答えられないな

んということはないんです。

これに対して、法務大臣、これは新しい、新設

の、罰則の新設や処罰範囲の変更に際してだか

ら、これは個別の事案に対して答えておる、今度

は構成要件は変わつていなから、従前のものだ

から答えられないと言つているんです。それから、

理的に何でそれが違つたのかを説明できないと思う

んですよ。だつて、私が配つた資料、これは、

ホームページに書いてあるものから含めて、これ

はちゃんと、法的拘束力といいますか、公文書と

して残つているわけですよ。これはちゃんと、幾

ら今までない法案についての話であつたって、も

うできているわけですよ。できていて、この答弁

を参照してみんな行動を決めるわけです。影響し

ているわけですよ、裁判に。だから、法務省の見

解が既存の法条に影響するなんということは十分

あるんです。それなのに、何で今回だけしちゃい

けないのか。

それが、一年以下の懲役、三十万未満の罰金と

いうものが来て顕在化したんです。顕在化したん

だから、私はそれを、基準はちゃんと示すべき

だ、こう言つているんですねが、法務大臣、相変わ

らず基準を示さずに、この後ろの三十例だけで

現場の判断に任せる、そういう御趣旨でよろしい

ですか。イエス、ノーでお答えください。

○古川国務大臣 個別の事案の犯罪の成否につき

ましては、法と証拠に基づき、最終的には司法に

おいて判断されることになりますが、侮辱罪に言

う侮辱にいかなる行為が当たるかという一般論と

しての基準については、侮辱罪で有罪が確定した

裁判例により、その処罰範囲の概念は明確になつ

ております。

○米山委員 つまり、合理的な理由はない、そ

う御答弁だと思つてます。合理的な理由を全

く説明できていませんからね。だつて、こちらの

答弁には、例えばバグはウイルスに当たらないと

か、そういうものはちゃんと文書として残つてい

て、それをみんな参照しているんですから。なの

に、これだけ駄目というのはおかしいんです。

そもそもなんですけれども、侮辱罪というの

は、言つまでもないかもしませんが、明治八年

太政官布告の譏謗律に遡り、明治四十年に刑法と

して現行の文言になつたわけんですよ。当時の状況と今の状況は全然違うわけです。大臣もそうおっしゃいましたでしょう。インターネットが普及して、SNSが普及して、まるで適用条件が変わった。だから、過去の積み上げというのは役に立たないんです。今、新しい状況でどう適用するのか。それはみんなが困っているんですよ。しかも、今までは料金だからまあいいやと思っていたのが、懲役を食らう、だつたらちやんとなしなきやいけないと思つてゐるわけなんです。

しかも、先ほど大臣が御答弁いただいた、逮捕はされない、逮捕されることはおよそ想定されないと、実はあれは正當行為に対するある種の解釈を示されたんです。示されましたじやないかもしませんよ、ある程度抽象的な話です。でも、ある程度抽象的な事案に対して、正當行為を広く取るから逮捕できませんというふうに判断したんですよ。それは、もし大臣がおつしやるみたいに判断が検査機関に影響を与えるといふんだつたら、それも駄目です。いらないといふんだつたら、それも駄目です。

だから、新しい事態が生じた、それに対する判断が適用されるかどうか分からぬ、それが対して、この法案が適用されるかどうか分からぬ、それが対して、一定の判断の基準は示していいし、示されたんです。それは別に、もちろん最終的な判決じゃないですよ。それに対する違法判決を裁判所がやつてもいい。でも、それがちゃんとできるんです。

そして、先ほどの、大臣が、現行犯逮捕はほとんど想定されない、およそ想定されないと、私はすばらしい答弁だと思います。なぜなら、それによってみんな安心できるから。なぜなら、それによって言論の自由が守られるからです。大臣の御答弁はそういう価値があるんです。

大臣がきちんと、事案に対して、何も私も、例えば私の例が本当に有罪になるかと聞きたいんじやないですよ。事案に対して一定程度抽象化していく中で一定の基準を示すことがちやんとあります。御質問です。イエスかノーかで答

んと言論の自由を守ることになる。それが国会の場なんです。

ですので、私は是非、大臣に、それぞれの個別の事案を言われたら、通り一遍のことと言ふんじゃなくて、別に個別の事案そのままになっていきますから、ある程度抽象化した上でガイドラインを示していただきたいと再三申し上げているところです。

そこで、御質問させていただきますが、安倍総理はうそつきだと言つた場合、これは侮辱罪に該当しますでしょうか。

ただ、これだけ言うとまた同じことを繰り返されますので、私として期待している御答弁を恐縮ながら言わせていただきますけれども、言論の自由は極めて重要である、二百三十条の二項、名誉毀損罪というより重い犯情においても、二百三十条の二項という例外規定が示されている、したがつて、政治家について一定の根拠に基づいて行はれた批判は、それに侮辱的要素が入つていても、通常、公共の利害に関する事実に係り、公共目的であるものと考えられ、侮辱罪が成立する場合が極めて限られる。先ほどと同じですよね。だから、新しい事態が生じた、それに對してどうこの条文、迎えられるんですよ。ちゃんと言論の自由は守られるんです。

その前提でお伺いします。安倍総理はうそつきだと言つたら侮辱罪に該当しますか、しませんか。

○古川国務大臣 お答えいたしました。

犯罪の成否は、収集された証拠に基づいて事案ごとに判断されるべき事柄でありますから、お尋ねのような事例で侮辱罪が成立するかどうかについて国会で問われた場合に、法務大臣として確定的なお答えをすることは困難でございます。

条の正当行為に該当するときは、違法性が阻却され、処罰されないこととなります。

また、先ほど委員が御質問の中で、先ほどの私の答弁で、何か評価を下したというようなことをおっしゃったわけですけれども、それは違うと思います。あくまでも先ほどは、侮辱罪に係る現行犯逮捕の可否についてのお尋ねに答弁をしたものでありまして、個別の事案ではありません。なおかつ、実際は想定されないがゆえに、具体例をお答えすることは困難ですというお答えをしております。

○米山委員 これで押し問答してもしようがないんですけども、想定されないというのは一つの評価なんですね。そこはもう言つたってしようがないんだとは思いますけれども。

ですので、大臣は、少なくとも想定され難い、想定され難いというのはどういうことかって、大概のものは正当行為になるということですから。若しくは、大概のものは正当行為としての可能性が残つていて、それが何らかの事案といふのは、それ自体に答えることが目的だから、何せ、別に個別の事案に個別に答えるべきでないんです。個別の事案といふのは、刑法の教科書を読んだら分かりますでしょ。個別の事案といふのは、それ自体に答えることが目的なんです。だから、抽象化して答えていただけじゃなくて、そこから抽象化することに答える目ればと思つております。

最後に、また繰り返されるのも非常になんではあるんですけども、本当にこのまま、この三十

例しか示さないと、言論も萎縮しますし、現場が混乱します、どう考へたって。私が本当に告訴状を出してきて分かりましたから。現場は全く分からぬ。この三十例で処罰すべきかなんて、まるで分からないですよ、普通に考へて。大臣は分かるのかと聞きたくなりますけれどもね。

あえてもう一回お聞きしますけれども、我々にはもう結構ですよ。ノーと言うから。現場に対してこの三十例しか示さないんですね。ほかはしないんですね。御質問です。イエスかノーかで答

てください。

○古川国務大臣 法務省として、個別の具体的な事案に対する評価を、法務省が予断を持つて、これからここはセーフ、ここからここはアウトというようなことを申し上げることはできません。

それは、この場で何度も申し上げております。そこで、法務省、法務大臣が、何か法的評価を与えるようなことを申し上げると、不当な影響を与えるおそれがありますから、ですから、個別のことについてお答えすることはできないということを申し上げております。

それから、まる御質問をいただいておるのでありますけれども、今般の改正は、侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであります。処罰対象となる行為の範囲、すなわち犯罪が成立する行為の範囲といふのは変わらないんです。変わりません。

したがいまして、今般の法整備をすることによって、これまで侮辱罪によつて処罰できなかつた行為が処罰できるようになるものではないんですね。この行為が処罰できるようになるものではないんですね。変わりません。

○山田(美)委員長代理 米山隆一君、時間が終わっておりますので。

○米山委員 処罰範囲は変わらないかもしれませんけれども、時代が変わつたんです。だから、きちんと基準を示していただきたいと、今の時代においてそれがどう適用されるのか分からぬんですね。

○前川委員 昨日と今日、令和四年五月、法務省、警察庁と書かれた紙が配られました。これは警察庁が作ったんですか、法務省が作ったんですか。法務大臣にお尋ねしていいのか国家公安委員長にお聞きし

でいいのか分かりませんが、どちらがお作りになつたのか、まずお答えいただきたいと思います。

○古川國務大臣 政府統一見解でございます。

○前川委員 この紙の中に、侮辱罪の成否の基準について、侮辱罪に言う侮辱がいかなる行為が当たるか、基準については、侮辱罪で有罪が確定した裁判例により、その处罚範囲の概念は明確になつてゐる、こういうふうに書かれています。

处罚の範囲が明確であるのならば、例えば先ほど米山議員がおつしやつたように、誰々総理大臣はうそつきだとか、あるいは、私が昨日例に挙げたように、A総理大臣はあほだとか、これをツイッターに投稿した場合、处罚されるのかされないのか、明確に答えることができるはずだと思うんです、政府統一見解ということですので、國家公安委員長、お答えいただいてよろしいですか。

○二之湯國務大臣 お尋ねの事案につきましては、侮辱罪が成立するかしないかについてでござりますけれども、個別の犯罪の成否は、収集された証拠に基づき事案ごとに判断されるべき事柄であることから、この場で確定的なお答えをすることは大変難しいと思います。

○前川委員 それでしたら、甲子園球場で、何万人か入っている甲子園球場のスタンドからある観客が、三振したB選手に対して、あるいはホームランを打たれたC投手に対して、ピッチャーリーに対して、役立たず、給料泥棒、こういうふうにやじった場合、これは侮辱罪が成立して一年以下の懲役に科せられる場合もあるのでしょうか。国家公安委員長、いかがですか。

○二之湯國務大臣 お尋ねの件でございますけれども、それが侮辱罪になるのかならないかということは、個別の犯罪の成否は、収集された証拠に基づき事案ごとに判断されるべき事柄でありますので、この場で確定的なお答えをすることは大変難しいと思います。

○前川委員 この場で確定的な答えができるないと

なると、野球場でやじつたら、場合によつたら逮捕されて刑務所に行かなければならぬかも知れません。国民に不安を与えてしまうんですよ。やはり、犯罪というのは、どこまでが犯罪で、どこまでが犯罪でないのか明確にしないといけないので

はないかと思います。

〔山田(美)委員長代理退席、委員長着席〕

○前川委員 四月二十七日に、二之湯國家公安委員長は、何がセーフでアウトか、私は知識を持ち合わせおりません、こういうふうにおつしやいました。

国家公安委員長で、しかも、ある日突然道端で尋ねられたのではなくて、侮辱罪の法定刑引上げ証拠に基づいて法と正義で云々かんぬんといつもおつしやいますけれども、例えば司法試験の短答

試験で、次の場合に侮辱罪が成立しますか、枝があつて、成立するとかしないとか答えないといけない場合があるわけですよ。その場合に、法と証拠に基づいて判断します、こんなな答えてしまつたら零点ですよ。

次に、一昨日、大臣と議論になりかけていた正当な行為、これについてお話をさせていただきました。四月二十七日の委員会で大臣は、正当な表現行為であれば、それは違法性を阻却する、こういうふうに答弁をされました。それで、一昨日申し上げたように、刑法三十五条规定は、正当な行為とは書かれておりません。「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」こういうふうに書かれておりまして、この条文をてこにして、手がかりにして、刑法の教科書などにおいては、社会的相当性が認められる行為についておられます。社会的相当性のある行為。

○二之湯國務大臣 被害者からの被害の届出によりまして警察において侮辱罪にこれが該当するのかどうかという、行為を認知した場合は、当該行為が正当行為として違法性が阻却されるかどうかも含めて、第一的には、おつしやるよう、警察において判断することになつておるわけでござります。

特定の行為が正当な行為、いわゆる正当な表現行為に当たるかどうかについては、過去の判例などを踏まえた上で、個別の事案の具体的な事実関係に即して、把握した証拠に基づき判断されるべきものと考えております。

○前川委員 国家公安委員長、揚げ足を拾うわけじゃないんですねが、過去の判例って、何かあるんですか。

○二之湯國務大臣 特定の行為が侮辱罪に当たるかどうかについては、個別の事案の具体的な事実関係に即して、把握した証拠に基づき判断されるべき個別に判断されるべき事柄でありますけれども、その前に、前提として、刑法第三十五条の正当行為というのは、一般に、社会生活上正当なものとして許容される行為であるとされているものと承知をしておりますが、どのような場合がこれに該当するかということは、収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄でありますけれども、法制審議会の部会では、この点に関して基本的な考え方方が議論されております。

部会では、例えば、民事では、事実の摘示を含

適切に周知するよう警察庁を指導してまいりたいと思つております。

○前川委員 先ほど国家公安委員長は、正当な行為に当たるかどうかについて判例に照らして判断するんだ、こうおつしやつたので、正当な行為かどうかマルクマールを示した判例があるんですか

とお尋ねをしたんですが、この点についてはお答えになりませんでした。寡聞にして、私は、侮辱罪の成否について、正当な行為に当たるかどうかについて、最高裁あるいは高裁が示した判例といふのは知りません。したがつて、そういうような判例はないと思います。だから、全て個別具体的に判断すると言われば、そのときの検査官による恣意的な、差別的な判断を許してしまうことがあります。だから、私はよくないと思います。

実は、昨日、私たち日本維新の会は、この侮辱罪、対案を提出させていただきました。

その中で、表現の自由を萎縮させないように、公共の利害に関する場合の特例を検討するよう政

府に求めました。

これは私の試案ですけれども、例えば、刑法二百三十条の二を参考にして、公共の利害に関わる事項についての論評は侮辱罪の違法性を阻却するとか、公務員又は公選による公務員の候補者に関する論評は公共の利害に関する事項とみなす、こういう条文をつけ加えたらいいのではないか、こういうふうに考えておりますが、この点、法務大臣の御見解はいかがでしょうか。

○古川國務大臣 お答えをさせていただきますが、その前に、前提として、刑法第三十五条の正当行為としては、一般的に、社会生活上正当なものとして許容される行為であるとされているものと承知をしておりますが、どのような場合がこれに該当するかということは、収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄でありますけれども、法制審議会の部会では、この点に関して基本的な考え方方が議論されております。

まない論評や意見表明について不法行為責任が追及され得るもの、公正な論評の法理が判例上確立しており、人身攻撃に及ぶなど論評の域を超えるものでない限り不法行為の違法性が否定されるところ、これは、憲法第二十一条の要請であつて、憲法の解釈としても同法第三十五条を介して当然に認められるべきであり、刑事では、更に限定がかかることはあつても、民事における不法行為責任より広く侮辱罪の成立が認められることはないという考え方が示されたところであり、このような考え方は実務においても参考されるものと考えております。

というようなこと、委員重々御存じだと思いますけれども、あえて、聞いておられる方もおられますから、これを御紹介をさせていただきた上でお答えをさせていただきますけれども、御指摘の条文は、公務員又は公選による公務員の候補者に法制審議会の部会におきまして、公務員に対する侮辱を処罰しない旨の規定を設けることを検討するが、これに対しても、仮に公務員を保護の客体から外すこととなると、あからさまにうそを前提として公務員を侮辱した場合でも処罰しないことなり、刑法第二百三十条の二とも矛盾することになりますし、なぜ公務員であれば虚偽の事実を前提として侮辱してよいこととなるのか理解できなければ、私たちは、政治家を力テゴリカルに全て侮辱罪の対象外とするのは行き過ぎではないかといった意見が述べられたところでございます。

他方、現在でも、刑法第三十五条により正当な表現行為は保護されており、このことは、構成要件の変更を伴わない今回の法定刑の引上げにより変わることはございません。こういう趣旨の意見もありまして、議論の結果、侮辱罪について違法性阻却に関する特例規定

を設けないという意見が大勢を占め、本改正とともに前川委員 今大臣がおっしゃるように、前半の部分は、お聞きしたところでございます。

現であれば、いかなる誹謗中傷であつたとしても違法性を阻却してしまうというのは、確かに、あらゆる意味、行き過ぎがあるのかもしれません。しかし、その一方で、その場その場の出たと勝負で判断しますとなると、国民に予測可能性を与えるので、それは表現の自由を萎縮させてしまいます。

ですから、今日すぐにこの刑法改正案を修正するとは言いませんが、憲法学者とか刑法学者の意見も聞いて、適切なメルクマールを設定する、こういう努力を引き続きしていただいたらどうかと思います。

ところが、木村さんは、御自身の裁判において、判決は百三十万円を認容しただけです、しかも一円も払われませんでした、こういうふうにおっしゃっています。

他方で、その人が、これは加害者のことですけれども、どこの誰かを突き止めるために百万円近いお金がかかるてしまつた、こういうふうにおっしゃつています。

そこで、今日は最高裁にも来ていただいているが、私たちは、インターネットによる誹謗中傷、その場合に、裁判所が認容する賠償額、これが低過ぎるのではないかと考えておりますが、最高裁の方では、賠償額、各地の裁判所がどの程度の金額を認容しているのか、統計をお持ちなのか、お持ちでないのか。

あるいは、諸外国の裁判所が、同種事案においてどの程度の賠償額を認容しているのか、調査しておられるのか、していらないのか。

あるいは、これまでの裁判実務であれば、慰謝料として百万円前後を認定して、その割合を弁護士費用として、追加して認める、これが実務であります。しかし、木村響子さんの例のように、誰が加害者が突き止めるためだけに百万円以上かかってしまう。そうであれば、仮処分や、あるいは発信者の開示請求、特定するための開示請求、これらの裁判費用についても、不法行為の賠償額の一部として認めるべきではないかと、私たちはそう思っています。

終わります。

○鈴木委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。

大事な九分なので、すぐに質問に入りたいと思います。

今日、御質問しようと思ったのは、視点を変えようと思ったんですが、例えば、改善更生を、矯正することで再犯を防ぐことはできるのかという

ふうにお尋ねしたかったんですけれども。

事業者、例えばNTTを被告にして、発信者の住所、氏名を開示する裁判を起こします。仮処分に経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○門田最高裁判所長官代理人 お答えいたしました。

まず、一番最初の御質問の関係ですけれども、御質問の損害賠償額について、司法統計において、裁判所が認定した額を集計しているといったことはございません。

二つ目の御質問の関係ですけれども、諸外国の裁判所が認定した損害賠償額について、最高裁が手続を弁護士に委任せずに御自身でやることは困難です、不可能です。

ところが、木村さんは、御自身の裁判において、判決は百三十万円を認容しただけです、しかも一円も払われませんでした、こういうふうにおっしゃっています。

他方で、その人が、これは加害者のことですけれども、どこの誰かを突き止めるために百万円近くのお金がかかるてしまつた、こういうふうにおっしゃつています。

そこで、今日は最高裁にも来ていただいているが、私たちは、インターネットによる誹謗中傷、その場合に、裁判所が認容する賠償額、これが低過ぎるのではないかと考えておりますが、最高裁の方では、賠償額、各地の裁判所がどの程度の金額を認容しているのか、統計をお持ちなのか、お持ちでないのか。

あるいは、諸外国の裁判所が、同種事案においてどの程度の賠償額を認容しているのか、調査しておられるのか、していらないのか。

あるいは、これまでの裁判実務であれば、慰謝料として百万円前後を認定して、その割合を弁護士費用として、追加して認める、これが実務であります。しかし、木村響子さんの例のように、誰が加害者が突き止めるためだけに百万円以上かかってしまう。そうであれば、仮処分や、あるいは発信者の開示請求、特定するための開示請求、これらの裁判費用についても、不法行為の賠償額の一部として認めるべきではないかと、私たちはそう思っています。

終わります。

○鈴木委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。

大事な九分なので、すぐに質問に入りたいと思います。

今日、御質問しようと思ったのは、視点を変えようと思ったんですが、例えば、改善更生を、矯正することで再犯を防ぐことはできるのかという

ふうにお尋ねしたかったんですけれども。

仮に、私が侮辱罪で、大臣を侮辱して、禁錮刑になりました。それで、刑務所に入つて、出てきたんですけれども、また同じことを繰り返すのが返さないのかは、何を基準にして自分は更生すればいいのかと尋ねられたときに、法務省は、分からせんと言つて、それで通用するのかということがありますよね。

犯罪を検挙するのは、それは警察であつたり、それをジャッジするのは裁判所であつたりするけれども、法案を出してきてるのは法務省の法務大臣で、閣議決定して出してくるわけですね。

だから、自分が犯罪を犯してしまったんですけども、今までの矯正教育の考え方で、百四十年、五十年、江戸時代からずっとやつてきただけで、それも、今までの矯正教育の構成要素を変更いたしておりません。それで、これから、拘禁刑に変えるとか、矯正教育も、その人に合つた作業だと治療、また支援策によって更生できると思って、今やうとしているんだけれども、実際、それができるのかといふお尋ねなんです。それには、この社会で何をルールにするかしないかというのをやはり示さないと駄目なんだと思うんですね。いや、仮に私が孫から、おじいちゃん、侮辱罪って何と聞かれたら、何と答えりやいんですか。より具体的に、だつて、皆さんは優秀な人だから、難しい漢字を並べて、ああ、そうか、こういうことだらうなといふうに思つたとしても、一般の国民は分からぬよ。

だから、自分がここまで言つちやつたりここまで書き込んだら、結局、犯罪になるというのを自分で書くなかで、だつて、刑量を上げるということは、抑止をさせるという意味で刑量を上げるわけじゃないですか。犯罪を犯す人を社会から少なくさせようというのが一つの目的だつたんだと思うんです。私は、刑法だとか、犯罪者が少ない社会の方が、やはり住みやすい社会だと思うんですよね。ちまたにいる人を検挙したからそれでいいのかといつたら、そうじやなくて、拘禁刑をつくることによつて、社会になじみやすいように戻しましょうという考え方でやつてゐるんだから、社会の中

ではこれがルールですよというのをある程度オーソライズしなければ、同じことを繰り返しちゃうんじゃないかという考え方です。

大臣に、今の質問、分かりづらかったかな。

○古川国務大臣 ちょっと分かりづらかったので確認をさせていただきますが、要は、改善更生の議論の前に、先ほどの、侮辱罪のことに関して、

分かりにくいのではないか、やはり一般の人に分かりやすいような説明が要るのではないかといふ御趣旨の、そういう御質問と受け止めてよろしいですか。

何度も、今回の改正によりまして、法整備によりまして、侮辱罪の構成要件を変更いたしておりません。したがいまして、処罰される行為の範囲が広がるわけではありませんし、これまで処罰されなかつたものが今回の改正によって新たに処罰されることになるということはないわけです。まず、それを申し上げておきたいと思います。

それで、いろいろな、この質疑の中で、いや、既に例えればテロ等準備罪のときなんかはそういうことを示しているではないかというような御指摘もありましたけれども、それは、新たな刑罰を新設するときであるとか、そういうときにきちっとやはり、国民の皆さんに迷いや不安があつてはいけませんから、それは御説明をするということでございまして、あくまでも、今回の侮辱罪の法定刑の引上げというものは、その处罚の対象、範囲となる行為は変わらないわけでございます。といふ御回答でよろしいでしようか。

○鈴木(義)委員 駄目だね。

何で私が例示を挙げて、だから、私がもし刑務所に入つちやつて、侮辱罪で、大臣を批判したから刑務所に入るわけですよ、六か月なら六か月。(古川国務大臣「入りませんよ」と呼ぶ)まあ、いい感じないです、例えの話なんだ。それで、出てきたときに、何が侮辱に当たるかどうかが社会の中でオーソライズされていなければ、結局同じことをまた繰り返すでしようということで聞いていい

るわけです。私はそう思うんですよ。

裁判所だとか警察だとかというのは、実際にそれを起こすんだけれども、今回は、法律を出して

きているのは法務省が出してきてるわけだから、そことのところのやはり考え方の差異が出

たときに、もう一步踏み込んで、いろいろな国でやつていてるから、逃げたような答弁になっちゃうんだと思うんですよ。

じゃ、もう一つお尋ねしたいのは、今までの考え方で本当に再犯を防ぐことができるのかとなつたときに、もう一步踏み込んで、いろいろな国でやつていてる事例も含めて取り入れていかないかと、社会更生がなかなかできづらい。

例えば、前任の方が過去に質問しましたけれども、精神的に脳のダメージがある方とか、高齢者になつて認知症を少し持つような方が万引きしてしまつて、二回、三回やつたら窃盜で捕まつてしまつた。自分が悪いことをしている自覚がない人も世の中に増えてきちゃつて、新しい考え方を、刑事施設、刑務所の中にも入れていかないと、やはり同じことを繰り返されちゃうんじやないか。

例えば、性犯罪を犯した人が、女性を見る目も世の中になつてきちゃつて、新しい考え方を、刑務所に入れられても、そこで教育されたとしている人の世の中にあるということです。

それが、私たちの社会で、何とか罪、何とか罪、何とか罪といつて逮捕され、裁判にかけられ、あんたは半年だ、一年だ、三年だといつて刑務所に入れられるわけだ。でも、元々、自分がその意識がない、自覚がない人がいて、幾ら刑務所に入れられても、そこで教育されたとして

いるのではないかなと。違いますか。もう一度御質問をお願いいたします。

○鈴木(義)委員 何か言うと差別だ、区別だといふふうに言う人がいるから、違う言い方をしてい

ます。そのための話で、結局、自分の責任というのだが、どこまで責任を負えばいいのかというのを自覚でき

ない人も世の中にあるということです。

それが、私たちの社会で、何とか罪、何とか

罪、何とか罪といつて逮捕され、裁判にかけられ、あんたは半年だ、一年だ、三年だといつて刑務所に入れられるわけだ。でも、元々、自分が

その意識がない、自覚がない人がいて、幾ら刑務所に入れられても、そこで教育されたとして

いるのではないかなと。違いますか。もう一度

御質問をお願いいたします。

○鈴木(義)委員 どうことです。だから、含めて、もし御答弁いただければ。

○古川国務大臣 改善更生のための処遇によって再犯を防止することができるかどうかという御趣旨のお尋ねだというふうに受け止めさせていただ

いて、お答えをいたします。

今般の法改正は、罪を犯した者の改善更生、再犯を防止することができるかどうかという御趣旨のお尋ねだというふうに受け止めさせていただ

いて、お答えをいたします。

○鈴木(義)委員 どうぞお答えください。

まあ、日本の場合は外国と比べて再犯率のパーセンテージがすごく低いから問題にされないんで

しょうけれども、そういうことも踏まえて、今回、拘禁刑に改正することによって、今までとは違つて、百十五年でしたつけ、大幅に変えようといふところだから、考え方も変えない限り、結局また再犯が繰り返されちゃうんじゃないかといふふうに思うんですけども、簡潔に、大臣、御答弁いただきたいんですが。

○古川国務大臣 委員は、要するに、受刑者の自覚がやはり大事であるということを御指摘になつ

ています。

今後は、各種の改善指導を始めとした処遇の効果等を更に検証しながら、法改正の趣旨を踏ま

え、受刑者への動機づけを高める働きかけを充実させるなどして、再犯防止に効果的な矯正処遇の実施に努めてまいりたいと存じます。

○鈴木(義)委員 終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

昨日の理事懇談会に法務省と警察庁が提出をした資料、そして今日の改訂版のところに、侮辱罪の成否の基準の中で、侮辱罪に言う侮辱にいかなる行為が当たるかという一般論としての基準については、侮辱罪で有罪が確定した裁判例により、その处罚範囲の概念は明確になつてゐるといふうに書かれています。

その点で、特に重要な憲法上の権利である公共的、政治的事項に関する表現の自由についてなんですかけれども、公共的、政治的表現行為に関する有罪が確定した裁判例をお示しをいただきたいと思います。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

法務省におきまして、侮辱罪により有罪が確定した裁判例を網羅的に把握しているものではございませんが、例えば、最高裁判所の判例といたしまして、市長を侮辱する内容を記載した新聞一万部を頒布する行為につきまして、憲法の保障する言論の自由の範囲内に属するものでないことは明らかであるとして、侮辱罪の成立を認めた例があるものと承知しております。

○本村委員 今、最高裁の判決を御紹介いただきましたけれども、ある新聞が、あほにつける業とか、市長を、犬的存在とか、頭脳の空っぽさですかとか、そういう表現があつた、これは侮辱に当たるということで、裁判所が、最高裁が判決をしているわけです。

公共的、政治的表現行為をするであろう新聞でも、处罚をされております。もちろん、人格を否定することは行つてはならないと私も考えますけれども、社会の中でこういう表現というのは少な

くないというふうに思つてゐるわけです。

こういうことも結局、处罚をされてしまう。しかも、今後は懲役、禁錮、まあ今後、拘禁にする

というふうにいふんですけれども、罰金というふうになるわけですから、今回のこの最高裁の

判決の場合、これはどういう、懲役になるのか罰金になるのか、その点お伺いしたいんですけども。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

具体的な事案につきましてどのような刑を科すかということは、その事案ごとに、その事案の裁判を担当する裁判所が決める事柄でございます。法務省としてお答えをすることは困難でございます。

○本村委員 法の提案者として、法務大臣、法務省は、侮辱罪の懲役、禁錮、罰金、まあ今後、拘禁にするといふんですけれども、それぞれのレベルというのは、何なら懲役なのか、何なら罰金なのかとか、そういうことをお示しをいただきたい

というふうに思ふんですけれども。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今般、法定刑を引き上げた場合に、具体的な事案がそれぞれどのような刑になるかということは、その当該事案の有する当罰性に応じて裁判所において判断することです。が、当該事案の当罰性というのは、その事案固有の、個々の事情を判断して決せられる事柄でございますので、法務省として一概にお答えすることは困難であること

を御理解賜りたいと存じます。

○本村委員 憲法上非常に重要な権利の部分でも成否の基準ですとか、どういう处罚がなされるのかということだというふうに思います。よく分からぬがゆえに不安は広がり、結局、言論の自由が脅かされるということが懸念されるわけです。

よく分からぬ中で警察がいろいろ判断をするやうに排除事件についてですけれども、資料を御覧いただきたいと思います。

判決の中で、警察官の証言が、証拠として出された動画を見ると事実とは認定されず、採用することができないということで、裁判官は証言が採用することができないということを書かれている

ことがあります。それは一人ではなく、三人の警察官の証言が次々と違う、動画と違うと。これは組織的な事実に反する証言なのかというふうに思われるを得ないんですけれども、国家公安委員長、お答えいただきたいと思います。

○二之湯国務大臣 本件に関しましては、北海道警察からは、いずれも現場の警察官がそれぞれの状況を踏まえて、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものと報告を受けておるわけでござります。

ただ、現在、国家賠償請求訴訟が係属中でありますから、訴訟当事者ではない私の立場で発言することは控えさせていただきたいと思います。

○本村委員 事実に反することを三人の警察官がそれぞれ証言をしている判決を読んで、私は非常に心配になりました。

現行犯逮捕だけではなく、重罰化する侮辱罪、いろいろな犯罪はあるんですけども、通常逮捕においても、事実に反することで令状を取ろうとするのではないか、裁判所も警察が言うことを

するのではないか、裁判所も警察が言つことを

しない場合には、これまでも、実務上、職員による作業、指導といった矯正処遇の効果を高めるた

めには、受刑者自身に自分が受ける処遇の意義を理解させ、これらを自発的に受けれる気持ちを持たせることが重要であると認識をいたしております。

そのため、本人が自発的に処遇を受ける意思がない場合には、これまでも、実務上、職員による面接等により本人に対する動機づけを高めるなど、必要な働きかけを行ってきたものと承知しております。

拘禁刑の創設によりまして、より柔軟な矯正処遇が実施できることを踏まえ、矯正処遇に対する本人の希望、意欲などを丁寧に聴取し、動機づけを高めるための働きかけを手厚く行ななど、これまで以上に効果的な矯正処遇の在り方について検討してまいりたいと存じます。

○本村委員 この法律では、作業、指導を強制するものになつております。やはり国際的な潮流に反しているということを指摘をして、質問を終わらせ

ていただきます。

警察官の公正性というのは問われているというふうに思いますけれども、ここでの北海道警察の証言、これは本当に反省していただきなければ公正性は担保できないと思うんですけれども、ふうに思いますけれども、この北海道警察の証言、これは本当に反省していただきなければ公正性は担保できないと思うんですけれども、異なる証拠に基づき警察が不当に逮捕状の請求を行つたり、それによつて得た逮捕状によって逮捕

することはあつてはなりません。

警察では、これでも、法と証拠に基づき適正に捜査を行つてゐるところであります。このことは逮捕状の請求にあつても同様であると認識しております。

○鈴木委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕



刑法等の一部を改正する法律案に対する修正

案

刑法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち刑法第二百三十二条の改正規定中「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは」を削る。

第二条中刑法第二百三十二条の改正規定を削る。

令和四年六月二十三日印刷

令和四年六月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

A